

第3 漏電火災警報器（令第22条）

3.1 設置を要する防火対象物

(1)

| 防火対象物 | 規 模 等 | 一 般 | 契 約 電 源 |
|------------------------------|-------|-----------------------------------|-----------------------------|
| (1)項～(4)項・(6)項・(12)項・(16の2)項 | | 延べ面積 300㎡以上 | 50 A を超える（(1)項～(4)項・(6)項のみ） |
| (5)項・(9)項 | | 延べ面積 150㎡以上 | 50 A を超える（(5)項のみ） |
| (7)項・(8)項・(10)項・(11)項 | | 延べ面積 500㎡以上 | |
| (14)項・(15)項 | | 延べ面積 1,000㎡以上 | 50 A を超える（(15)項のみ） |
| (16)項イ | | 延べ面積500㎡以上で、かつ、特定用途の床面積の合計が300㎡以上 | 50 A を超える（(16)項口を含む） |
| (17)項 | | 全 部 | |

3.2 漏電火災警報器の設置基準（規則24の3）（S 61.3.13消防予30）

(1) 設置場所

ア 次の場所以外の場所に設置する。ただし、当該場所に応じた適当な防護措置を施した場合を除く。

- (ア) 可燃性蒸気，可燃性ガス又は可燃性微粉が滞留するおそれのある場所
- (イ) 火薬類を製造し，貯蔵し，又は取り扱う場所
- (ウ) 腐食性の蒸気，ガス等が発生するおそれのある場所
- (エ) 湿度の高い場所
- (オ) 温度変化の激しい場所
- (カ) 振動が激しく機械的損傷を受けるおそれのある場所
- (キ) 大電流回路，高周波発生回路等により影響を受けるおそれのある場所

イ 漏電火災警報器の受信部

- (ア) 屋内の点検が容易な位置に設置する。
- (イ) 雨水等に対する適当な防護措置を施した場合は，屋外の点検が容易な位置とすることができる。